

A13 資格証明による診療も国民健康保険法の規定に基づく診療ですので、消費税は非課税となります。

国民健康保険料を滞納している人は、保険証の返還と資格証明書（国民健康保険被保険者資格証明書）の交付が行われます。資格証明書は、国保の被保険者の資格を証明するもので、保険診療は受けられますが全額自己負担となります。